

当院からのご案内

当院では、以下の施設基準等に適合している旨、中国四国厚生局に届出を行っています

- 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準
歯科診療における感染防止対策の推進を行っています。
- 歯科外来診療医療安全対策加算1
歯科診療における医療安全管理対策の整備（※）を行っています。
※自動体外式除細動器（AED）の設置等
- 医療機器安全管理料（歯科）
放射線治療機器の保守管理、精度管理、照射計画策定の体制を整備しており、放射線治療が必要な患者さまに対して、放射線治療計画に基づいて治療を行います。
- 歯科治療時医療管理料
患者さまの歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し全身的な管理体制をとることができます。
- 歯科口腔リハビリテーション料2
顎関節症治療中の患者さまに対し、療養上の指導や訓練を実施し、口腔機能の回復又は維持・向上を目指します。
- 歯科技工加算1及び2
院内の歯科技工士との連携により、入れ歯の修理及び床裏装が迅速に行えます。
- 歯周組織再生誘導手術
重度の歯周疾患により歯槽骨が吸収した部位に対して、特殊な保護膜を使用して歯槽骨の再生を促進する手術が行えます。
- 歯科麻酔管理料
麻酔に従事する専門の歯科医師により全身麻酔時の安全管理体制を確保しています。
- クラウン・ブリッジ維持管理料
クラウン・ブリッジの維持管理に必要な体制を整備しています。

当院では、院内感染防止対策・医療安全管理対策に努めています

- 歯科医療機器等は、患者さま毎に滅菌消毒を行っております。
- 偶発症等の緊急時に備え、当院救急センターとの連携体制を整えています。

当院では、診療情報の文書提供に努めています

新しい義歯（取り外しできる入れ歯）を作るときの取扱い

- 新しい義歯を保険で作る場合には、前回製作開始より6か月以上を経過していなければ製作できません。他の歯科医院で作られた義歯の場合も同様です。